

# 所得税・市県民税の申告はお早めに

**申告期間** 2月16日～3月15日  
土・日曜日を除く(正午～午後1時は休み)

◆問い合わせ  
・所得税の申告 ☎新津税務署 (☎22-2153) へ。  
・市県民税の申告 ☎税務課市民税係 (☎24-2111、内線217・218・219) へ。

## 所得税の確定申告

所得税は、「自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんが、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税する」といって申告納税方式を採用しています。  
確定申告をしなければならぬ人が申告をしなければならず、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならぬことになるので注意してください。  
所得税は、国の税収の中で一番大きく、公共サービスの大切な財源となっています。国民の義務でもある納税は正確に、早めに済ませましょう。

## 確定申告が必要な場合

■事業所得や不動産所得があったり、土地や建物を売ったりした場合など  
平成十六年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき  
■給与所得者の場合 次のいずれかにあてはまる人  
・年間の給与収入が二千万円を超える人  
・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える人  
・二力以上の会社などから給与をもらっている人

## 確定(還付)申告をすることにより税金が戻ってくる可能性のある人

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のいずれかに当てはまる人は還付を受けるための確定申告をすることにより、源泉徴収(天引き)された税金の一部が戻ってくる場合があります。  
■給与所得者や公的年金を受給している人で、次のいずれかに当てはまる人  
・所得控除の追加がある人

## 確定申告書は自分で書いて、郵送で新津税務署へ!!

確定申告書などの用紙や申告書の記入の仕方を説明した手引きは、税務署や市役所税務課の窓口にあります。

申告書は、自分で計算し、記入するのが原則です。出来上がった申告書は、なるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)。

●あて先: 新津税務署 (☎956-8602 住所記載不要、☎22-2153) へ。

## インターネットで申告書を簡単作成

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書を画面の指示にしたがって金額などを入力するだけで作成でき、印刷して税務署へ提出できます(ただし、使用するプリンタなどに制限があります)。



にせ税理士にご注意を!

### 本町二番館でも還付申告を受け付け

- とき 二月(只火)～十七日(木)の午前九時～正午と午後一時～四時(受け付けは午後三時まで。土・日曜日、祝日は休み)
- ところ 本町二番館
- 対象となる人  
・年金を受給している人  
・二力以上の会社などから給与をもらっている人  
・年の途中で退職するなどして年末調整をしていない人  
・医療費控除を受ける人

これはお問い合わせください。なお、「住宅借入金等特別控除」については対象としていません。  
税理士による申告無料相談会  
関東信越税理士会新津支部では、少額な還付申告相談と申告書の作成支援を無料で行います。  
●とき 二月八日(火)～十日(木)の午前九時三十分～午後四時  
●ところ 各税理士事務所(要電話連絡)  
▼問い合わせ  
関東信越税理士会新津支部の各税理士事務所へ。

## 市県民税の申告

平成十七年一月一日現在、新津市に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。所得証明書などの発行も、この申告をもとに行われます。所得税の確定申告が不要の人でも、市県民税の申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。ただし、次のような人は市県民税の申告は必要ありません。  
・所得税の確定申告をした人  
・所得が給与のみで年末調整が済んでいて、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている人(一般サラリーマンはこれに該当します)

・平成十六年十一月三十一日現在において、市内に居住している人の税法上の扶養親族となっている人  
■申告受付場所(確定申告も含む)  
税務課市民税係(市役所二階) 郵送の場合は ☎956-8601 住所記載不要へ。

※ただし、次のような確定申告の場合は税務署へ提出してください。  
・住宅借入金等特別控除を受ける人  
・譲渡所得がある人  
・事業(営業)所得、農業所得の収支申告を行う人

### ■受付方法

申告会場には、あらかじめ申告書に必要な事項を記入の上、お越しください。なお、市県民税の申告は二月十五日(火)以前でもできます。期間中は大変混雑しますので、申告書の書き方の相談はお早めにお願ひします。

## 所得税・市県民税の申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成十六年中の収入金額や所得金額が分かる書類
- 平成十六年分給与・年金の源泉徴収票(原本)
- 国民年金や農業者年金・国民健康保険などの年間支払い額の分かる書類(なお、国民年金の支払証明書は市役所から発行できませんので、社会保険事務所発行の証明書をもちってください)
- 生命保険や損害保険の保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける人は手帳などの証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と集計表
- 本人名義の預金通帳(還付を受ける場合)

身近な自然 豊かなカルチャー

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市

## 花と遺跡のふるさと公園

### 新津市美術館

☎0250-25-1301  
<http://www.city.niitsu.niigata.jp/>

### 新潟県埋蔵文化財センター

☎0250-23-1142  
<http://www1.ocn.ne.jp/~n-maibun/>

### 新潟県立植物園

☎0250-24-6465  
<http://botanical.greenery-niigata.or.jp/>

## にいつ 新津

新津市第3次総合開発計画：平成7～16年度

- 水と緑のまち 快適で安らぎが漂うまち 人が輝き活力のみなぎるまち にぎわいと交流のまち
- 明るく元気なまち 健やかで優しさが響きあうまち 豊かな人間味と文化の薫るまち 個性豊かな文化のまち